

角地緩和の適用について

酒田市建設部建築課

角地緩和(建ぺい率+10%)の適用を受けるには、酒田市建築基準法施行細則第14条の規定に合致する必要があります。

○酒田市建築基準法施行細則

平成17年11月1日規則第153号
改正 平成22年3月31日規則第15号

(建築面積の敷地面積に対する割合の緩和)

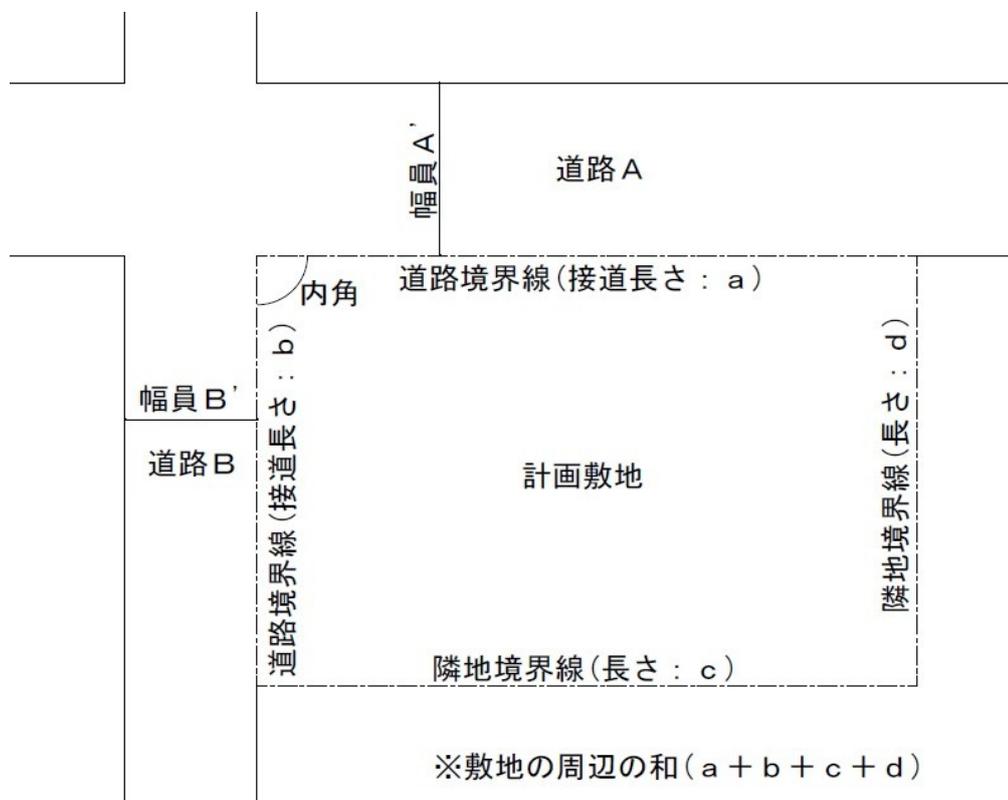
第14条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

(1) 幅員がそれぞれ4メートル以上、その和が12メートル以上で、かつ、その内角が120度以下の2つの道路によってできた角敷地で、その敷地の周辺の和の8分の1以上がそれぞれの道路に接し、かつ、その和が敷地の周辺の和の3分の1以上あるもの

(2) 幅員がそれぞれ4メートル以上、その和が15メートル以上の道路の間にある敷地で、その敷地の周辺の和の8分の1以上がそれぞれの道路に接し、かつ、その和が敷地の周辺の和の3分の1以上あるもの

(3) 広場、公園、河、海その他これらに類するものに接する敷地で前2号に準ずるもの

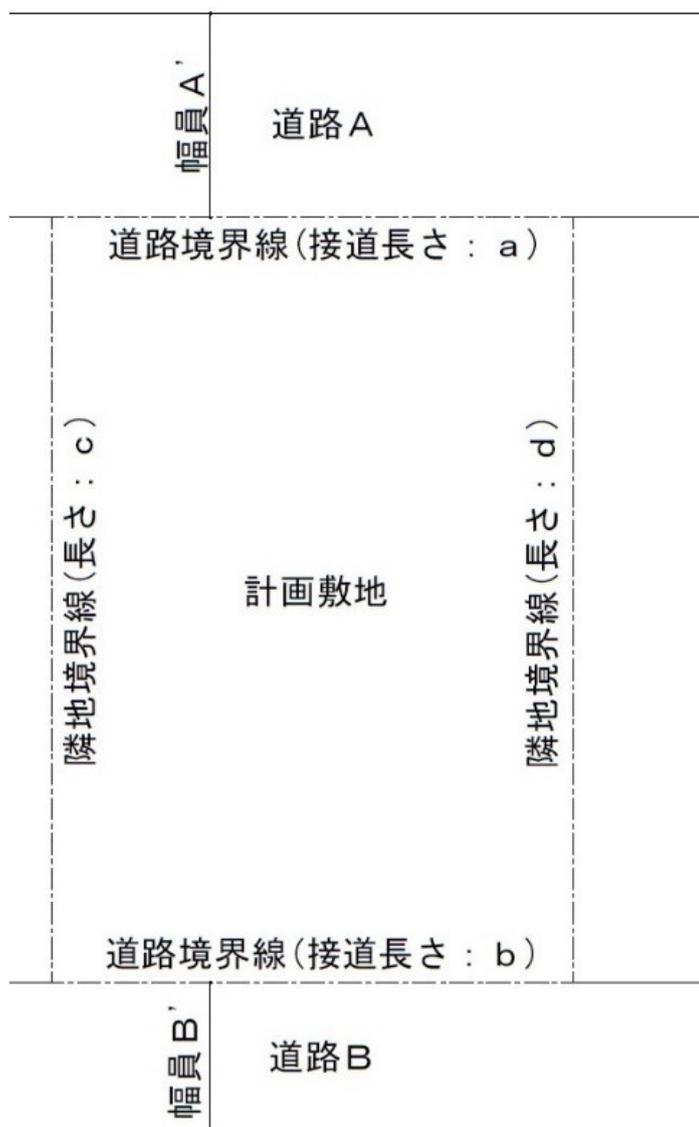
◆(1)の例



- 道路幅員(A'、B' 共に) $\geq 4\text{m}$
- 道路幅員の和(A' + B') $\geq 12\text{m}$
- 道路AとBの内角 $\leq 120\text{度}$
- 敷地の周辺の和 $(a+b+c+d) \div 8 \leq a, b$
- 敷地の周辺の和 $(a+b+c+d) \div 3 \leq a+b$

以上の全てにあてはまれば、角地緩和の適用を受けられます。

◆(2)の例



※敷地の周辺の和 $(a + b + c + d)$

- 道路幅員(A'、B' 共に) $\geq 4\text{m}$
- 道路幅員の和 $(A' + B') \geq 15\text{m}$
- 敷地の周辺の和 $(a + b + c + d) \div 8 \leq a, b$
- 敷地の周辺の和 $(a + b + c + d) \div 3 \leq a + b$

以上の全てにあてはまれば、角地緩和の適用を受けられます。